

帯広市有林野管理経営審議会条例

昭和37年6月1日

条例第23号

(設置)

第1条 帯広市有林野（以下「市有林野」という。）の合理的管理経営を図るため、市長の附属機関として、市有林野管理経営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて市有林野の管理経営計画の策定について意見を具申し、又は、資料を提供する。

(組織)

第3条 審議会は、委員10名以内をもって組織する。

2 委員は、関係行政機関の職員、関係団体及び学識経験者のうちから市長が任命又は委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 審議会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選とする。

3 委員長は、公務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

5 委員長及び副委員長ともに事故あるときは、あらかじめ委員の互選する委員が委員長の職務を代理する。

(市長への委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。